平成２３年（フ）第１５７２号
札幌市北区あいの里２条１丁目６番23号
債務者　竹内　美紀
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６００号
札幌市北区屯田３条８丁目１番35号
債務者　木村　嘉之
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７３号
札幌市西区発寒６条14丁目14番７号　ハイツラハＡ－１号
債務者　永島　健一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７４号
札幌市西区発寒６条14丁目14番７号　ハイツラハＡ－１号
債務者　永島　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９２号
北海道恵庭市黄金中央２丁目３番地の８　黒田ハイム101号
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０４号
北海道石狩市厚田区望来134番地20
債務者　本間志津枝
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１０号
札幌市白石区北郷６条４丁目６番22―201号
債務者　伊藤　豊史
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３０号
札幌市清田区北野４条３丁目４番31号ビューティ４・３Ｃ―105号
債務者　中野　司敏
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３１号
札幌市清田区北野４条３丁目４番31号ビューティ４・３Ｃ―105号
債務者　中野佳代子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３６号
札幌市豊平区豊平２条６丁目２番18―206号
債務者　青山奈穂美（旧姓笹部）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９３号
札幌市清田区北野６条４丁目１番７―306号
債務者　佐藤みつ子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９９号
札幌市厚別区厚別東３条７丁目４番７号　森林ハイツ201
債務者　吉田由紀子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０７号
北海道江別市野幌町61番地の６　シンフォニー209
債務者　齋藤　利沙
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１５号
札幌市北区北29条西14丁目２番１―102号
債務者　芳賀　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２３号
札幌市手稲区前田１条９丁目５番32号
債務者　清野　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２０２号
栃木県下野市石橋671番地15
破産者　橋本　十郎
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市下小倉町2114番地１、前住所茨城県猿島郡境町大字塚崎1556番地２
破産者　飯村　藤男
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３７号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目10番８号コーポラス南101、開始決定時の住所栃木県宇都宮市清原台５丁目５番16号　コーポ川崎Ⅱ101号室
破産者　地葉　光行
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三二十種郵便物認可
三五年三月三十一日